

特定保安林の整備について

1 特定保安林制度の概要（別紙）

- (1) 指定の目的に即した保安林の機能を持続的に発揮させていくためには、伐採や土地の形質の変更等の行為制限のみならず、積極的な施業の促進が必要な状況。
- (2) このため、これまで、保安林整備臨時措置法により、機能が低下した保安林を特定保安林として指定し、そのうち早急な施業を必要とする要整備森林の整備を促進する特定保安林制度を臨時的に措置してきたところ。
- (3) しかしながら、機能低位な保安林は依然として相当程度存することから、森林法の改正により特定保安林制度を拡充・恒久化して適切な施業を確保することとしたところ。

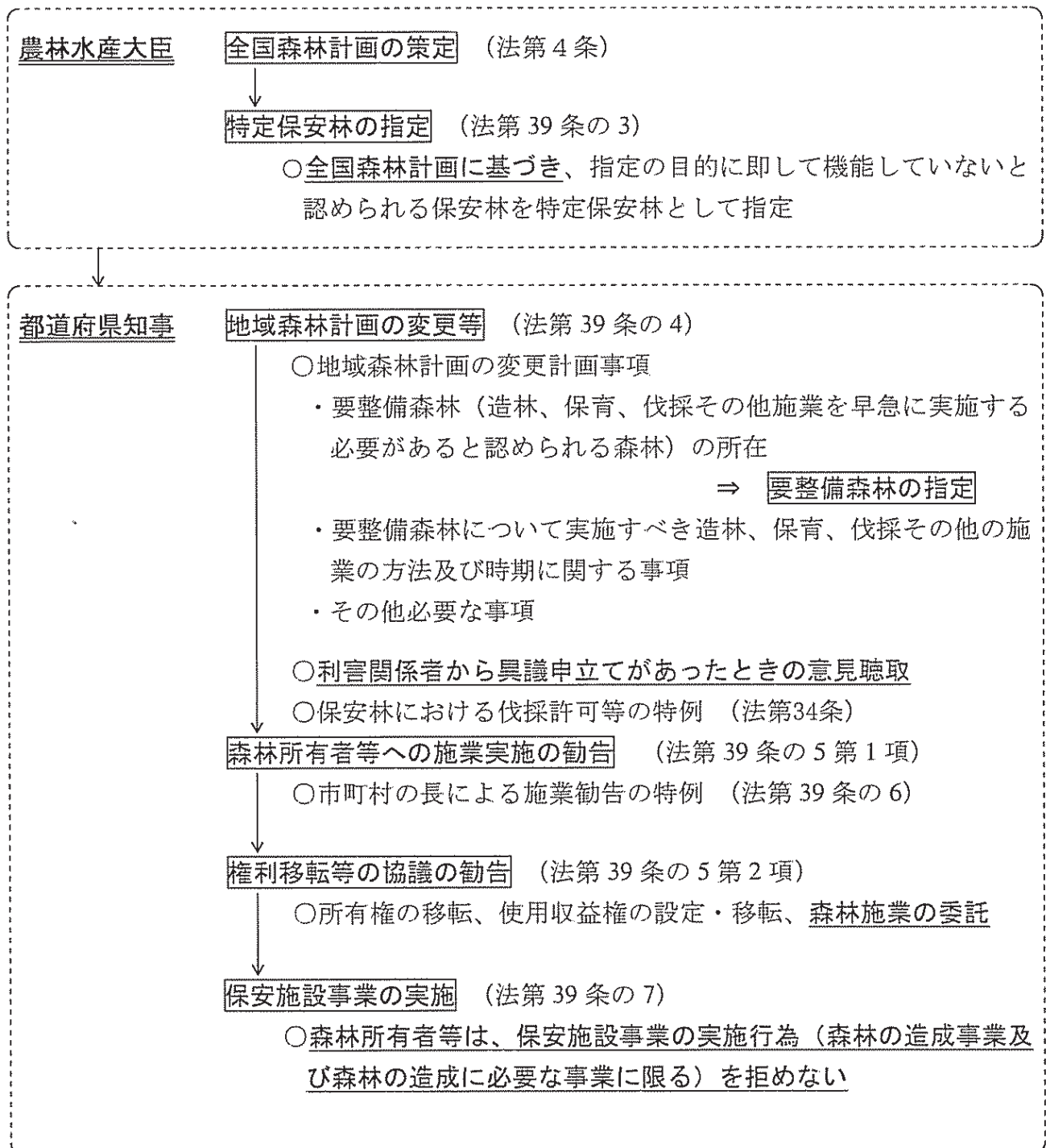
2 特定保安林の指定

- (1) 疎林・粗悪林を中心とした保安林整備臨時措置法に基づく特定保安林 71.6万ヘクタールについては、平成15年度末までに要整備森林における森林整備を終え、その指定を解除したところ。
- (2) 森林法に基づく新たな特定保安林については、百万ヘクタール程度存すると見込まれるところであり、平成16年6月の全国森林計画の変更以降、間伐等を必要とする過密林を中心として、既に、約3.7万ヘクタールの指定を行ったところ。また、現在、調査を実施中であり計画的に指定を進めていく予定。

3 特定保安林における森林整備

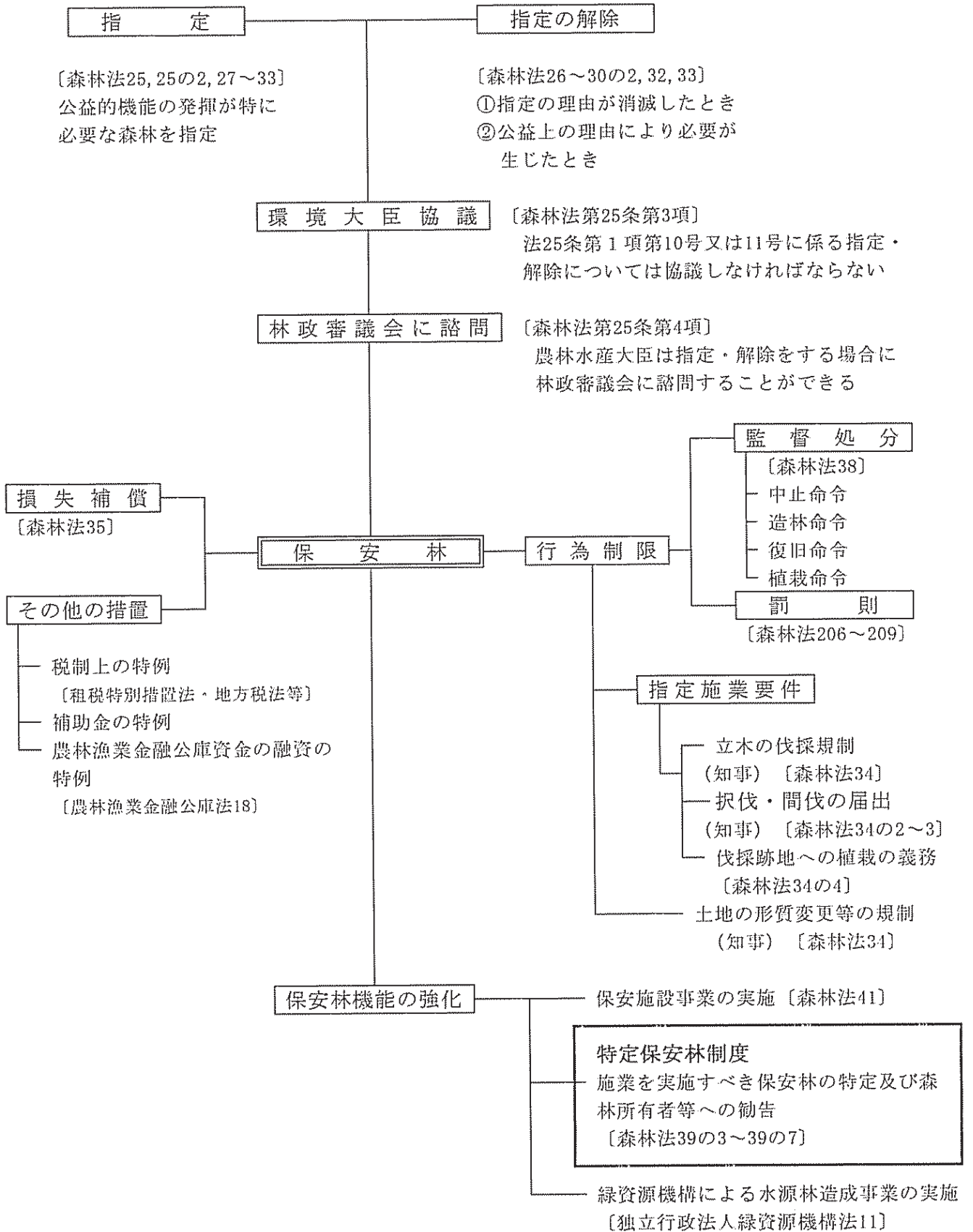
新たに指定された特定保安林については、今後、地域森林計画の変更又は樹立により要整備森林の指定を行うとともに、森林所有者等への指導助言、森林整備事業及び治山事業の組合わせにより、その整備を図ることとしたところ。

特定保安林制度の概要



注：ゴシック（アンダーライン付き）が保安林整備臨時措置法（平成16年3月31日で失効）に基づく特定保安林制度と比較した拡充内容（平成16年の森林法改正により拡充・恒久化）

保安林制度の体系



注：〔 〕は根拠法及び規定条文